

NEWS LETTER

CHINA SCIENCE PATENT & TRADEMARK AGENT LTD

2026年7月3日

2026年6月26日、第十四期全国人民代表大会常務委員会第二十三回会議において、新たに改正された「中華人民共和國商標法」が可決されました。新商標法は2027年1月1日より正式に施行されます。

今回の法改正は、「商標法」が1983年に施行されて以来5回目の法整備となります。今回は部分的な改正にとどまらず、全面的な構造的改正であり、局所的な調整から体系的な再構築へと向かう法改正の理念を体現しています。皆様のご参考までに、今回の法改正における実質的な変更の要点を以下の通り整理いたしました。なお、記載の便宜上、ここでは現行の「商標法」を「現行法」、改正後の「商標法」を「新法」と略称します。

中科專利商標代理有限責任公司 日本事務所
大阪 TEL: 06-6881-5550 FAX: 06-6881-5510
東京 TEL: 03-3405-8001 FAX: 03-6804-5630

e-mail: zhang@csptaljp.com

中華人民共和國商標法（2026年改正）

デジタル経済時代の発展要請に適合させ、市場主体の日々高まる商標権利利益保護のニーズに応えるべく、社会各界からは、商標保護ルールの整備、悪意の買い占めや冒認出願等の不当な商標出願行為に対する厳格な規制、さらにはデジタル化を背景としたブランドのイノベーションと発展という客観的な趨勢に追随することが継続的に求められてきました。これに先立ち、第十四期全国人民代表大会常務委員会第十九回会議において、2025年12月27日に「商標法（改正草案）」が審議・公布され、社会全体を対象に意見募集が行われました。これを踏まえ、全面的に改正された「中華人民共和國商標法」が2026年6月26日に正式に可決されました。

<新法の構成>

商標法	タイトル	備考
第一章 第1条～第13条	総則	・インターネット上でのオンライン使用行為を法定の商標の使用状況に組み入れる。
第二章 第14条～第25条	商標登録の要件	・商標の種類に「動き標章」を新設する。 ・「欺瞞若しくは不正な手段による商標登録出願」を禁止する規定の適用を、商標登録の全プロセスに貫徹させる。
第三章 第26条～第31条	出願	
第四章 第32条～第42条	審査、認可	・異議申立期間を2ヶ月に短縮する。
第五章 第43条～第49条	更新、変更、譲渡、抹消	・1年間の商標出願禁止状況を緩和する
第六章 第50条～第53条	無効宣告	—
第七章 第54条～第70条	商標管理	・悪意のある出願人に対して10万元以下の罰金を科すことができる。 ・公衆を誤認させる使用行為に対して高額の罰金を科すことができる。 ・許諾者に対し、条件付きで商標使用許諾契約を解除できる権利を新設する。 ・公衆を誤認させる方式での使用、不規範な使用、連続3年間不使用の商標登録について、職権により取り消す。
第八章 第71条～第85条	専用権の保護	・商標専用権者の権利（権利侵害の例外状況を増設）。
第九章 第86条～第87条	附則	・2027年1月1日より施行する。

- ◇ 今回の商標法改正の要点は、資料1にまとめております。
- ◇ 現行法及び新法の全文対照表は、資料2に収録しています。

「商標法」（2026年改正）の核心的条項の概要

1. 商標使用に関する条項

1-1 インターネット上での利用行為

＜商標法＞

現行法（2019年改正）	改正草案	新法（2026年改正）
第四十八条 この法律で商標の使用とは、商品、商品の包装若しくは容器及び商品取引書類上に商標を用いること、又は広告宣伝、展示及びその他の商業活動中に商標を用いることにより、商品の出所を識別するための行為をいう。	第五十四条 この法律で商標の使用とは、商品、商品の包装若しくは容器及び商品取引書類上に商標を用いること、又は広告宣伝、展示及びその他の商業活動中に商標を用いることにより、商品の出所を識別するための行為をいう。	第二条 この法律でいう商標とは、商品又は役務の出所を識別し、区別するために用いられる標章をいい、商品商標及び役務商標を含む。この法律の商品商標に関する規定は、役務商標に適用する。 この法律で商標の使用とは、商品、商品の包装若しくは容器及び商品取引書類上に商標を用いること、又は広告宣伝、展示及びその他の商業活動中に商標を用いることにより、商品の出所を識別し、区別するための行為をいう。 前項にいう商標の使用は、インターネット等の情報ネットワークを通じて実施される使用行為を含む。

＜中 科 コ メ ン ト＞

◇ インターネット経済が主流のビジネスモデルとなったことに伴い、新法は、インターネット上でのオンライン使用行為を法定の商標の使用状況に組み入れ、商標使用に係る権利行使メカニズムを整備し、ネットワーク環境下における商標権の権利行使の保障を強化して、デジタル経済の発展という新たな情勢に適合させます。

◇ この条項の増設は、インターネット環境下における商標使用行為の認定に関する法的根拠を解決し、行政審査実務及び司法実務において既に執行されているやり方を、法律のレベルへと格上げし、連続3年不使用取消事件における使用の立証や、権利侵害事件における混同の可能性の判断に対して直接的な影響を及ぼすものです。ネットワーク環境下における権利者の商標使用行為が有効な使用証拠として認められ得ることが明確化され、商標権者の立証負担が軽減され、商品の出所を識別し区別するための要件を満たせば、商標法上の「使用」を構成することとなります。

1-2 許諾使用行為

＜商標法＞

現行法（2019年改正）	改正草案	新法（2026年改正）
第四十三条 商標登録者は、商標使用許諾契約を締結することにより、他人が当該登録商標を使用することを許諾することができる。許諾者は、被許諾者が当該登録商標を使用する商品の品質を監督しなければならない。被許諾者は、当該登録商標を使用する商品の品質を保証しなければならない。	第五十五条 商標登録者は、自ら商標を使用することができ、又は商標使用許諾契約を締結することにより、他人が当該登録商標を使用することを許諾することができる。許諾者は、被許諾者が当該登録商標を使用する商品の品質を監督しなければならない。被許諾者は、当該登録商標を使用する商品の品質を保証しなければならない。被許諾者が品質保証義務を履行しない場合に	第五十五条 商標登録者は、自ら商標を使用することができ、又は商標使用許諾契約を締結することにより、他人が当該登録商標を使用することを許諾することができる。許諾者は、被許諾者が当該登録商標を使用する商品の品質を監督しなければならない。被許諾者は、当該登録商標を使用する商品の品質を保証しなければならない。被許諾者が品質保証義務を履行しない場合に

許諾を受けて他人の登録商標を使用するときは、当該登録商標を使用する商品に被許諾者の名称及び商品の原産地を明記しなければならない。 他人に当該登録商標の使用を許諾するときは、許諾者は当該商標使用許諾を商標局に届け出なければならない。これをもちて商標局は公告する。商標使用許諾が届け出られていないときは、善意の第三者に対抗することができない。	は、許諾者は商標使用許諾契約を解除する権利を有する。 許諾を受けて他人の登録商標を使用するときは、当該登録商標を使用する商品に被許諾者の名称及び商品の原産地を明記しなければならない。 他人に当該登録商標の使用を許諾するときは、許諾者は当該商標使用許諾を国務院商標管理部門に届け出なければならない。これをもちて国務院商標管理部門は公告する。商標使用許諾が届け出られていないときは、善意の第三者に対抗することができない。	い場合には、許諾者は商標使用許諾契約を解除する権利を有する。 許諾を受けて他人の登録商標を使用するときは、当該登録商標を使用する商品に被許諾者の名称及び商品の原産地を明記しなければならない。 他人に当該登録商標の使用を許諾するときは、許諾者は当該商標使用許諾を国務院商標管理部門に届け出なければならない。これをもちて国務院商標管理部門は公告する。商標使用許諾が届け出られていないときは、善意の第三者に対抗することができない。
---	---	---

＜中科コメント＞

◇ 現行法では、許諾者が品質を監督し、被許諾者が商品の品質保証義務を負うことのみが規定されており、契約違反時の結果については何ら定められていません。新法は、被許諾者に商品の品質を厳格に管理させるべく、許諾者による一方的かつ法定の許諾解除権を新設します。この措置により、商標権者のブランドのグッドウィルに対する管理統制能力が強化され、契約の定めに依存することなく損害を食い止めることが可能であり、粗悪品が商標の名声にもたらす不可逆的な損害を効果的に低減させ、許諾者の商標権利利益を保障する基盤を全方位的に強固なものとしします。

1－3 誤認させる使用行為

＜商標法＞

現行法（2019年改正）	改正草案	新法（2026年改正）
／	第五十六条 商標登録者が登録商標を使用する過程において、登録商標、登録者の名義、住所又はその他の登録事項を許可なく変更し、又は公衆を誤認させる方法により登録商標を使用したときは、商標の法執行を担当する部門は、期間を定めて是正するよう命じる。期間が過ぎても是正しないときは、5万元以下の罰金を科す。情状が重大なときは、国務院商標管理部門はその登録商標を取消す。 登録商標が使用許可された商品の通用名となり、又は正当な理由なく継続して3年間使用しなかったときは、如何なる単位又は個人も、国務院商標管理部門に当該登録商標の取消を請求することができる。国務院商標管理部門は、請求を受領した日から9ヶ月以内に決定を行わなければならない。特別な事情があり、延長することが必要な場合、国務院商標管理部門担当者の許可を得て、3ヶ月間延長することができる。 登録商標が前項に規定する事由に該当する場合には、国務院商標管理部門は、当該登録商標を取消することができる。	第五十六条 公衆を誤認させる方法で登録商標を使用したときは、商標の法執行を担当する部門は、期間を定めて是正するよう命じ、違法経営額が5万元以上のときは、違法経営額の5倍以下の罰金を科すことができる。違法経営額がない、又は違法経営額が5万元未満のときは、25万元以下の罰金を科すことができる。期間が過ぎても是正しないときは、国務院商標管理部門がその登録商標を取り消す。

＜中科コメント＞

◇ 第五十六条は、今回の「商標法」において新たに増設された条項であり、2019年の現行「商標法」に対応する条項はありません。

◇ 一部の権利者は、登録商標専用権を取得した後、俗に「心機商標」と呼ばれる誤認を生じさせる使用方式を意図的に採用し、公衆を欺瞞して不当な利益を得ます。データによりますと、2023年以降、国家知識産権局は消費者を誤認させやすい「心機商標」の出願をすでに127.3万件拒絶しました。この条項は、このような信義則に反する使用行為を専門に規制すると同時に、すべての商標登録者による商標使用行為に対して明確なコンプライアンスの境界線を画定するものです。現行法と比較して、新法は罰金の罰則を細分化しており、法執行機関が期間を定めて是正を命じる処分を行う際

に併せて高額の罰金を科すことができ、懲戒の力が大幅に引き上げられます。当事者が依然として公衆を誤認させる方式で商標を使用し、期間が過ぎても是正を拒絶した場合、国務院商標管理部門は職権によりその登録商標を取り消すことができ、商標権者は商標専用権を直接的に喪失することとなります。

1－4 商標登録事項を許可なく変更すること及び連続3年間不使用行為

<商標法>

現行法（2019年改正）	改正草案	新法（2026年改正）
第四十九条 商標登録者が登録商標を使用する過程において、登録商標、登録者の名義、住所又はその他の登録事項を許可なく変更したときは、地方の工商行政管理部門は、期間を定めて是正するよう命じる。期間が満了しても是正しないときは、商標局はその登録商標を取消す。 登録商標が使用許可された商品の通用名となり、又は正当な理由なく継続して3年間使用しなかったときは、如何なる単位又は個人も、商標局に当該登録商標の取消を請求することができる。商標局は、請求を受領した日から9ヶ月以内に決定を行わなければならない。特別な事情があり、延長することが必要な場合、国務院工商行政管理部門の許可を得て、3ヶ月間延長することができる。	第五十六条 商標登録者が登録商標を使用する過程において、登録商標、登録者の名義、住所又はその他の登録事項を許可なく変更し、又は公衆を誤認させる方法により登録商標を使用したときは、商標の法執行を担当する部門は、期間を定めて是正するよう命じる。期間が過ぎても是正しないときは、5万元以下の罰金を科す。情状が重大なときは、国務院商標管理部門はその登録商標を取消す。 登録商標が使用許可された商品の通用名となり、又は正当な理由なく継続して3年間使用しなかったときは、如何なる単位又は個人も、国務院商標管理部門に当該登録商標の取消を請求することができる。国務院商標管理部門は、請求を受領した日から9ヶ月以内に決定を行わなければならない。特別な事情があり、延長することが必要な場合、国務院商標管理部門担当者の許可を得て、3ヶ月間延長することができる。 登録商標が前項に規定する事由に該当する場合には、国務院商標管理部門は、当該登録商標を取消することができる。	第五十七条 商標登録者が登録商標を使用する過程において、登録商標、登録者の名義、住所又はその他の登録事項を許可なく変更し、商標の法執行を担当する部門は、期間を定めて是正するよう命じる。期間が過ぎても是正しないときは、5万元以下の罰金を科す。情状が重大なときは、国務院商標管理部門はその登録商標を取消す。 登録商標が使用許可された商品の通用名となり、又は正当な理由なく継続して3年間使用しなかったときは、如何なる単位又は個人も、国務院商標管理部門に当該登録商標の取消を請求することができる。国務院商標管理部門は、請求を受領した日から9ヶ月以内に決定を行わなければならない。特別な事情があり、延長することが必要な場合、国務院商標管理部門担当者の許可を得て、3ヶ月間延長することができる。 登録商標が前項に規定する状況に該当するときは、国務院商標管理部門は、当該登録商標を取消することができる。具体的な方法については国務院商標管理部門が規定する。

<中科コメント>

◇今回新たに増設された第五十七条第三項は、国務院商標管理部門に対し、連続して3年間使用されていない登録商標を職権により自ら取り消す権限を付与するものです。この規定は、従来は他人の請求に基づく場合にのみ不使用取消手続を提起できるとしていたルールを変更し、多数の商標を保有する企業の日常的な商標管理に対してより高いレベルの対応を求めています。企業が計画的に登録している各種の防衛商標については、商標権の安定的な存続を保障するために、商標使用の証拠を継続的に保持しておくことを提案致します。

2. 商標の出願に関する条項

2-1 動き標章

<商標法>

現行法（2019年改正）	改正草案	新法（2026年改正）
第八条 自然人、法人又は その他 の組織の商品を他人の商品と区別することができる文字、図形、アルファベット、数字、立体標章、色彩の組合せ及び音声等、並びにこれらの要素の組合せを含む標章は、すべて商標として登録出願することができる。	第十四条 自然人、法人又は 非法人 の組織の商品を他人の商品と区別することができる文字、図形、アルファベット、数字、立体標章、色彩の組合せ、音声及び 動き標章 等、並びにこれらの要素の組合せを含む標章は、すべて商標として登録出願することができる。	第十四条 自然人、法人又は 非法人 の組織の商品を他人の商品と区別することができる文字、図形、アルファベット、数字、立体標章、色彩の組合せ、 音声及び動き標章 等、並びにこれらの要素の組合せを含む標章は、すべて商標として登録出願することができる。
	第十七条 立体標章、色彩の組合せ、音声及び動き標章等としてなされた商標登録出願において、単に商品自体の性質により生じる、技術的效果を得るために必然である又は商品に本質的な価値を備えさせるための形状、色彩の組合せ、音声及び動的効果等であるときは、商標として登録してはならない。	第十八条 立体標章、色彩の組合せ、音声及び動き標章等としてなされた商標登録出願において、単に商品自体の性質により生じる、技術的效果を得るために必然である又は商品に本質的な価値を備えさせるための形状、色彩の組合せ、音声及び動的効果等であるときは、商標として登録してはならない。

<中科コメント>

◇ デジタル業態の発展動向に順応し、新法第十四条は、商標保護の客体を拡充し、動き標章を正式に登録可能な範囲に組み入れ、市場主体におけるブランド標章の保護形式を拡大します。

◇ 動き標章は、今回の法改正で新たに増設された非伝統的商標の種類であり、連続して動く視覚的要素から構成され、商品及びサービスの出所を識別できる標章を指します。動き標章は、連続する動的画面やシーケンス映像に依拠して識別機能を発揮し、静的な図形・文字商標や音声商標とは異なり、連続性及び動態化を核心的な属性とするものです。応用シーンとしては、ブランド公式アプリの起動時アニメーション、映像作品の冒頭の専用動的画面、ミニプログラムのロード時の専用アニメーション効果、自動車メーカー固有のウェルカム・ライティングの動的図案などが含まれます。典型的な動き標章の例として、コロンビア映画のオープニングにおける女神の動き標章が挙げられ、映画の冒頭で女神が松明を掲げ、光の輪が徐々に変化していく一連の動的画面は、米国特許商標庁に登録されている代表的な動き標章であり、長期にわたり劇場公開用映画の冒頭に使用され、商品・サービスの出所を識別する機能を発揮します。

◇ 登録の消極的要件（新法第十八条）：動的効果が、単に商品自体の固有の属性により生じる、製品の技術的機能を実現するために必然である又は商品の本質的な価値を直接決定づける動的態様である場合には、登録性を具備しておらず、動き標章として登録を受けることができません。

2-2 登録・使用してはならない状況

＜商標法＞

現行法（2019年改正）	改正草案	新法（2026年改正）
第十条第一項 次に掲げる標章は、商標として使用してはならない。 （一）中華人民共和国の国名、国旗、国章、国歌、軍旗、軍章、軍歌、勳章等と同一又は類似するもの及び中央国家機関の名称、標識、所在地の特定地名又は標章性を有する建築物の名称若しくは図形と同一のもの。 …… （七）欺瞞性を帯び、公衆に商品の品質等の特徴又は産地について誤認を生じさせやすいもの。 （八）社会主義の道德、風習を害し、又はその他の悪影響を及ぼすもの。	第十五条第一項 次に掲げる標章は、商標として使用してはならない。 （一）中国共産党の名称、党旗、党章、勳章、中華人民共和国の国名、国旗、国章、国歌、軍旗、軍章、軍歌、勳章等と同一又は類似するもの及び中央と国家機関の名称、標識、所在地の特定地名又は標章性を有する建築物の名称若しくは図形と同一のもの。 …… （七）欺瞞性を帯び、公衆に商品の品質等の特徴又は産地について誤認を生じさせやすいもの。 （八）社会主義の道德、風習を害し、又はその他の悪影響を及ぼすもの。	第十五条 次に掲げる標章は、商標として登録し、使用してはならない。 （一）中国共産党の名称、党旗、党徽、勳章又は重要な理論的成果若しくは歴史的事件に関連する標章性を有する要素等と同一又は類似のもの。 （二）中華人民共和国の国名、国旗、国章、国歌、軍旗、軍章、軍歌、勳章等と同一又は類似するもの及び中央及び国家機関の名称、標識、所在地の特定地名又は標章性を有する建築物の名称若しくは図形と同一のもの。 …… （八）欺瞞性を帯び、公衆に商品の品質、工芸、原料等の特徴又は産地について誤認を生じさせやすいもの。 （九）公序良俗に反し、又はその他の悪影響を及ぼすもの。
第十条第二項 県級以上の行政区画の地名又は公衆に知られている外国地名は、商標とすることができない。ただし、その地名が別の意味を持つ場合、又は団体商標、証明商標の一部である場合は、この限りでない。地名を使用して既に登録された商標は、引き続き有効とする。	第十五条第二項 県級以上の行政区画の名称又は公衆に知られている外国地名は、商標とすることができない。ただし、その地名が別の意味を持つ場合、又は団体商標、証明商標の一部である場合は、この限りでない。地名を使用して既に登録された商標は、引き続き有効とする。	第十六条 県級以上の行政区画名称又は公衆に知られている外国地名は、商標として登録し、使用することができない。ただし、その地名が別の意味を持つ場合、又は団体商標、証明商標の一部である場合は、この限りでない。地名を使用して既に登録された商標は、引き続き有効とする。 国家公園の標章、オリンピックの標章、特殊標章等の標章を商標として登録し、使用する場合については、この法律及び関連する法律、行政法規の規定に基づき執行する。
第九条第一項 登録出願に係る商標は、顕著な特徴を有し、容易に識別できなければならない、かつ他人の先に取得した合法的権利と抵触してはならない。 第十一条 次に掲げる標章は、商標として登録することができない。 （一）その商品の通用名称、図形、規格にすぎないもの。 （二）商品の品質、主要原材料、効能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接表示したにすぎないもの。 （三）その他の顕著な特徴に欠けるもの。 前項に掲げる標章が、使用により顕著な特徴を有し、かつ容易に識別可能なものとなったときは、商標として登録することができる。	第十六条 登録出願に係る商標は、顕著な特徴を有し、容易に識別できなければならない。次に掲げる標章は、商標として登録することができない。 （一）その商品の通用名称、図形、規格にすぎないもの。 （二）商品の品質、主要原材料、効能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接表示したにすぎないもの。 （三）その他の顕著な特徴に欠けるもの。 前項に掲げる標章が、使用により顕著な特徴を有し、かつ容易に識別可能なものとなったときは、商標として登録することができる。	第十七条 登録出願に係る商標は、顕著な特徴を有し、容易に識別できなければならない。次に掲げる標章は、商標として登録することができない。 （一）その商品の通用名称、図形、規格にすぎないもの。 （二）商品の品質、主要原材料、効能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接表示したにすぎないもの。 （三）その他の顕著な特徴に欠けるもの。 前項に掲げる標章が、使用により顕著な特徴を有し、かつ容易に識別可能なものとなったときは、商標として登録することができる。

第三十条 登録出願に係る商標が、この法律の関連規定を満たさないとき、又は他人の同一の商品若しくは類似の商品について既に登録若しくは 初步査定された商標 と同一若しくは類似するときは、 商標局は出願を拒絶し公告しない。	第十九条 登録出願に係る商標は、他人の同一の商品若しくは類似の商品について既に登録若しくは 先行出願された商標と同一若しくは類似してはならない。	第二十条 登録出願に係る商標は、他人の同一の商品若しくは類似の商品について既に登録若しくは 先行出願された商標と同一若しくは類似してはならない。
--	---	---

＜中科コメント＞

◇第十五条

1) 第十五条第一項は、今回の法改正で新たに増設された禁止事由であり、中国共産党の名称、党旗、党徽、勲章、重要な理論的成果若しくは歴史的事件に関連する標章性を有する要素を、登録及び使用の絶対的禁止範囲に組み入れることで、中国共産党の赤色標章保護体系を整備し、国家と政党の尊厳、並びに社会公共の利益に対する法的保障を強化します。

2) 第十五条第八項は、「**工芸、原料**」の2つの規制要素を新たに増加し、長期にわたる商標審査の実務基準を立法上整備したものであり、欺瞞性条項の適用範囲を拡張しません。今後、商標標章が原料又は工芸の属性を含む可能性がある場合、審査段階においてこの条項が統一的に適用され、欺瞞性を有する商標であるか否かが厳格に判定されることとなります。出願人は、出願予定の商標に誤認を生じさせる可能性があるか否かを厳格に精査しなければなりません。

◇第十六条は、**国家公園の標章、オリンピックの標章**等の公式な特殊標章の登録及び使用に関する条項を新設し、これらの特殊標章の登録及び使用行為については、「商標法」と関連する特別行政法規を同時適用すべきことを明確化し、これまでの立法適用の空白を補うものです。

◇第十七条は、条項の表現について最適化調整を行うだけで、商標の禁止事由を規制する実体的審査基準、法的効果はいずれも現行法と一致しており、ルールレベルでの実質的な変更はありません。

◇第二十条は、現行法に規定されている「**既に……初步査定された商標**」を「**先行出願された商標**」へと改正し、先行出願原則を強調し、後から出願された商標がルールの抜け穴を突いて逆に先に登録を得てしまうという事態を回避するとともに、審査負担の軽減も図ります。

2-3 悪意の出願に対する規制条項

＜商標法＞

現行法（2019年改正）	改正草案	新法（2026年改正）
第四条第一項 自然人、法人又はその他の組織が、生産経営活動において、その商品又は役務について 商標専用権 を取得する必要がある場合には、 商標局に商標の登録を出願しなければならない。使用を目的としない悪意のある商標登録出願は拒絶しなければならない。 第四十四条第一項 登録された商標が、この法律の第四条、第十条、第十一条、第十二条、第十九条第四項の規定に違反している場合、又は欺瞞的な手段若しくはその他の不正な手段で登録を得た場合は、商標局は当該登録商標の	第十八条 使用を目的とせず、明らかに通常の生産経営の必要を超えて 商標登録 を出願するときは、登録を認めない。 欺瞞若しくはその他の不正な手段で 商標登録 を出願してはならない。	第十九条 使用を目的とせず、明らかに通常の生産経営の必要を超えて 商標登録 を出願するときは、登録を認めない。 欺瞞若しくはその他の不正な手段で 商標登録 を出願してはならない。

無効宣告を行う。その他の単位又は個人は、商標審査委員会に当該登録商標の無効宣告を請求することができる。		
第三十二条 商標登録出願は、先に存在する他人の 権利 を侵害してはならない。他人が先に使用している一定の影響のある商標を 不正な手段 で抜け駆け登録してはならない。	第二十三条 商標登録出願は、先に存在する他人の 合法的な権利利益 を侵害してはならない。他人が先に使用している一定の影響のある商標を 故意 に抜け駆け登録してはならない。	第二十四条 商標登録出願は、先に存在する他人の 合法的な権利利益 を侵害してはならない。他人が先に使用している一定の影響のある商標を 故意 に抜け駆け登録してはならない。
／	第五十三条 商標登録出願人に次の各号に掲げる悪意による商標登録出願行為のいずれかがあり、不良な影響を生じさせたときは、商標の法執行を担当する部門は、警告を与え、10万元以下の罰金を科すことができる。 (一) 標章がこの法律の第十五条の規定に違反することを知らながら、依然として商標として登録出願した場合 (二) この法律の第十八条の規定に違反して商標登録出願をした場合 (三) この法律の第二十条、第二十一条又は第二十三条の規定に故意に違反して商標登録出願をした場合	第五十四条 商標登録出願人に次の各号に掲げる悪意による商標登録出願行為のいずれかがあり、不良な影響を生じさせたときは、商標の法執行を担当する部門は、警告を与え、併せて10万元以下の罰金を科すことができる。 (一) 標章がこの法律の第十五条、第十六条第一項の規定に違反することを知らながら、依然として商標として登録出願したこと。 (二) この法律の第十九条の規定に違反して商標登録出願をしたこと。 (三) この法律の第二十一条、第二十二条、第二十四条の規定に故意に違反して商標登録出願をしたこと。

＜中 科 コ メ ン ト＞

◇第十九条：この条項は、現行の「商標法」第四条第一項、第四十四条第一項のルールを統合し、悪意の買い占めや不正な商標出願に対して、階層的な規制基準を設けるものです。

1) 第十九条第(一)項は、商標の買い占めの判定基準に対して重大な調整を行います。現行法は「使用を目的としない悪意のある登録」を拒絶の根拠としているが、「悪意」という主観的基準には客観的な評価尺度が欠けており、大企業がコンプライアンスに基づいて配置する防衛商標が、審査において認定上の論争を生じやすいです。新法は、「使用を目的とせず、明らかに通常の生産経営の必要を超えて商標登録を出願するときは、登録を認めない。」に調整し、企業の経営規模、産業配置、ブランド運営の現状といった客観的事実を判断根拠とすることで、判断の境界をより明確にし、審査・審理の基準を統一にし、企業の商標配置に関する予見可能性を安定させ、商標の買い占めに対する打撃と企業の合理的な防衛登録ニーズの保護とを両立させます。

2) 第十九条第(二)項は、「欺瞞若しくはその他の不正な手段による商標登録出願」を登録審査の前置ルールに組み入れます。この規制は、もはや商標の無効宣告段階にのみ適用されるものではなく、商標出願、初審、拒絶査定不服審判、異議申立、行政摘発、民事権利侵害訴訟の全プロセスに貫徹され、悪意の冒認出願行為に対する全チェーンでの監督・制約を実現します。

◇第二十四条：この条項における2箇所の重要な文言の改正により、先行権利利益の保護境界を広げ、権利者の立証ハードルを引き下げます。第一に、元の条項の「先行権利」を「先行権利利益」に調整し、法定の保護客体を拡大し、ビジネスシーンにおける商品化権利利益（著名な映像・アニメキャラクター、アーティストグループ名、番組名など）がいずれも法的保護を受けられるようになります。第二に、「不正な手段」を「故意に」に改正し、主観的過失の認定基準を簡素化します。全体的な改正により、異議や無効宣告事件における権利者の立証負担が軽減され、先行権利利益に係る権利行使の成功率が向上します。

◇第五十四条：この条項は、現行法第六十八条第四項の規定を細分化し、悪意のある商標登録行為に対する行政処罰の強度を強化し、行政機関が違法な情状により悪意のある出願人に対して10万元以下の罰金を科すことができる旨を明確にします。企業が商標の悪意出願に遭遇し、それにより悪影響が生じた場合、冒認出願人に行政責任を負わせるよう求めることができます。この条項が規制する悪意のある出願は、使用・登録禁止条項の違反、地名又は特殊標章の不当な占有、使用を目的としない商標の買い占め、欺瞞又は不正な手段による登録出願、他人の馳名商標の模倣、代理関係を利用した冒認出願、他人の先行する合法的な権利利益の侵害などの状況を含んでおります。

3. 馳名商標の保護に関する条項

<商標法>

現行法（2019年改正）	改正草案	新法（2026年改正）
第十三条第二項 同一又は類似の商品について登録出願した商標が、中国で登録されていない他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、容易に混同を生じさせるときは、その登録をせず、かつその使用を禁止する。 第十三条第三項 非同一又は非類似の商品について登録出願した商標が、 中国で登録されている 他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、公衆を誤認させ、当該馳名商標 登録者 の利益に損害を与え得るときは、その登録をせず、かつその使用を禁止する。	第二十条 同一又は類似の商品について登録出願した商標が、中国で登録されていない他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、容易に混同を生じさせるときは、その登録をせず、かつその使用を禁止する。 非同一又は非類似の商品について登録出願した商標が、 他人の馳名商標 を複製、模倣又は翻訳したものであって、公衆を誤認させ、当該馳名商標 保有者 の利益に損害を与え得るときは、その登録をせず、かつその使用を禁止する。	第二十一条 同一又は類似の商品について登録出願した商標が、中国で登録されていない他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、容易に混同を生じさせるときは、その登録をせず、かつその使用を禁止する。 非同一又は非類似の商品について登録出願した商標が、 他人の馳名商標 を複製、模倣又は翻訳したものであって、公衆を誤認させ、当該馳名商標 保有者 の利益に損害を与え得るときは、その登録をせず、かつその使用を禁止する。

<中科コメント>

◇第二十一条は、馳名商標の二層的保護体系を再構築し、馳名商標の権利行使における核心的な有利条項です。

1) 第一項は、従来のルールを維持しています。同一又は類似の商品について登録出願した商標が、中国で登録されていない他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、容易に混同を生じさせるときは、その登録をせず、かつその使用を禁止します。

2) 第二項は今回の法改正における重大な変更点です：非同一又は非類似の商品について登録出願した商標が、他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、公衆を誤認させ、当該馳名商標保有者の利益に損害を与え得るときは、その登録をせず、かつその使用を禁止します。第二項は馳名商標の保護力を加强し、他人の馳名商標の冒倣、模倣、ブランドのグッドウィルへのフリーライド、商標の識別力の希釈化などの行為を行うことを阻止することができます。この条項は、国外から中国に進出するブランドにとって極めて高い実務的価値を有します。例えば、中国で馳名商標に認定されたら、ブランド展開の初期段階における多区分登録にかかる資金及び時間的コストを削減することができます。

4. 商標の公告

4-1 異議の申立

＜商標法＞

現行法（2019年改正）	改正草案	新法（2026年改正）
第三十三条 初歩査定され公告された商標について、公告の日から 3ヶ月 以内に、この法律の 第十三条第二項及び第三項、第十五条、第十六条第一項、第三十条、第三十一条、第三十二条 の規定に違反していると先行権利者、利害関係者が判断したとき、又はこの法律の 第四条、第十条、第十一条、第十二条、第十九条第四項 の規定に違反していると何人が判断したときは、 商標局 に異議を申し立てることができる。公告期間を満了しても異議申立がなかったときは、登録を許可し、商標登録証を交付し公告する。	第三十五条 初歩査定され公告された商標について、公告の日から 2ヶ月 以内に、この法律の 第十九条、第二十条、第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条 の規定に違反していると先行権利者、利害関係者が判断したとき、又はこの法律の 第十五条、第十六条、第十七条、第十八条、第二十四条 の規定に違反していると何人が判断したときは、 國務院商標管理部門 に異議を申し立てることができる。公告期間を満了しても異議申立がなかったときは、登録を許可し、商標登録証を交付し公告する。	第三十六条 初歩査定され公告された商標について、公告の日から 2ヶ月 以内に、この法律の 第二十条～第二十二條、第二十三条第一項、第二十四条 の規定に違反していると先行権利者、利害関係者が判断したとき、又はこの法律の 第十五条、第十六条第一項、第十七条～第十九条、第二十五条 の規定に違反していると何人が判断したときは、 國務院商標管理部門 に異議を申し立てることができる。公告期間を満了しても異議申立がなかったときは、登録を許可し、商標登録証を交付し公告する。

＜中科コメント＞

◇新法は、商標の初歩査定公告の異議申立期間を短縮し、従来の3ヶ月から2ヶ月へと調整し、商標出願から登録に至る全プロセスの期間が全体的に圧縮されることとなるが、この調整は以下の双方向の影響をもたらします：

□メリット：商標の権利確定にかかる時間を効果的に短縮し、出願人がより早期に商標専用権を取得できるよう支援し、ブランドのタイムリーな市場投入やプロモーション、ならびに国内外の市場におけるビジネス展開を容易にします。

■留意事項：先行権利者やブランド側にとっては、商標ウォッチング業務を常態化及び精緻化させることが求められ、類似する初歩査定商標を発見した場合には、異議申立期間の徒過を防ぐため、より迅速に証拠整理を完了させ、権利行使の意思決定を行わなければなりません。

5. 商標の審理

5-1 商標出願手続に関する調整

＜商標法＞

現行法（2019年改正）	改正草案	新法（2026年改正）
第五十条 登録商標が 取消されたとき、無効宣告されたとき、又は期間満了しても更新されないとき は、 取消、無効宣告又は抹消の日から1年以内は、商標局 は当該商標と同一又は類似する商標の登録を認めない。	第四十八条 商標登録者がその登録商標の抹消を申請するとき、 抹消公告の日から1年以内は、國務院商標管理部門 は、 他人の同一の若しくは類似の商品について当該商標と同一又は類似する商標の登録を認めない。	第四十九条 商標登録者がその登録商標の抹消を申請するとき、 抹消公告の日から1年以内は、國務院商標管理部門 は、 他人の同一の若しくは類似の商品について当該商標と同一又は類似する商標の登録を認めない。

＜中科コメント＞

◇新法第四十九条は、商標登録の1年間の出願禁止期間のルールに対して重大な最適化を行います。現行法では、商標が取り消され、無効宣告され、抹消され、存続期間満了後に更新されなかった場合、いずれも1年間の出願禁止期間が設けられ、その1年間は他人が同一又は類似の商標を登録してはならないと規定されています。新法は、1年間の出願禁止期間を、商標登録者が自発的に抹消した場合にのみ限定します。すなわち、商標が取り消され、無効宣告され、期間満了後に更新されないといった受動的な権利喪失状況については、もはや1年間の出願禁止制限は適用されず、実施細則及び審査指南が対応して改正された後、他人は即座に同一又は類似の商標登録出願を提出することが可能となり、1年間の出願禁止期間の経過を待つ必要はありません。

5－2 審理が中止される状況

＜商標法＞

現行法（2019年改正）	改正草案	新法（2026年改正）
第三十五条第四項 商標審査委員会は、前項の規定により再審を行う過程において、関連する先行権利の確定について、人民法院で審理中又は行政機関で処理中の別案件の結果を根拠としなければならないときは、審査を中止することができる。中止の原因が解消された後は、審査手続を再開しなければならない。 第四十五条第三項 商標審査委員会は、前項の規定により無効宣告請求を審査する過程において、関係する先行権利の確定が人民法院で審理中、又は行政機関で処理中の別案件の結果を根拠としなければならないときは、審査を中止することができる。中止の原因が解消された後は、審査手続を再開しなければならない。	第四十条 國務院商標管理部門は、商標異議申立審査、出願拒絶再審、不登録再審及び無効宣告事件の審理過程において、関連する先行権利利益の確定について、人民法院で審理中又は行政機関で処理中の別案件の結果を根拠としなければならないときは、一般的に審査審理を中止しなければならない。中止の原因が解消された後は、審査審理手続を直ちに再開しなければならない。 人民法院は、國務院商標管理部門がこの法律の第十九条に基づいて下ろした出願拒絶再審決定、不登録再審決定又は無効宣告裁定を審理するときは、係争決定、裁定がなされた時点における事実状態を基準とするものとする。	第四十一条 國務院商標管理部門は、商標異議申立審査、出願拒絶再審、不登録再審及び無効宣告事件の審理過程において、関連する先行権利利益の確定について、人民法院で審理中又は行政機関で処理中の別案件の結果を根拠としなければならないときは、審査審理を中止することができる。中止の原因が解消された後は、審査審理手続を直ちに再開しなければならない。

＜中科コメント＞

◇第四十一条：現行法の規定である「不登録再審、無効宣告」事件から、「商標異議申立審査、出願拒絶再審、不登録再審及び無効宣告」事件へと対象を拡大したことで、より包括的なものとなりました。

新法は、現行法の「中止することができる」とする表現を踏襲し、改正草案における「一般的に中止しなければならない」という調整案を採用しませんでした。国家知識産権局の現行の「商標審判事件の中止事由に関する規範」における「必要な中止を原則とし、必要性がなければ中止しない」という実務基準と相まって、立法において弾力的な裁量余地を留保することで、商標全体の審査ペースを維持し、手続が機械的に停滞することを防ぐのに資するとともに、当事者が関連事件を利用して悪意で商標の権利確定プロセスを遅延させる行為を減少させ、企業全体の権利行使及び権利取得のサイクルを短縮します。

6. 商標の争議に関する条項

6-1 正当な使用

＜商標法＞

現行法（2019年改正）	改正草案	新法（2026年改正）
第五十九条 登録商標に、この商品の通用名称、図形、規格、若しくは商品の品質、主要原材料、機能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接に表すものを含むとき、又は地名を含むときは、登録商標専用権者は、他人の正当な使用を禁止する権利を有しない。 立体標章の登録商標に、商品自体の性質による形状、技術的效果を得るために必要な商品の形状、又は商品に実質的価値を持たせるための形状を含むときは、登録商標専用権者は、他人の正当な使用を禁止する権利を有しない。 商標登録者が商標登録を出願する前に、他人が既に同一又は類似の商品について、商標登録者よりも先に、登録商標と同一又は類似し、かつ一定の影響を有する商標を使用しているときは、登録商標専用権者は、当該使用者が元の使用範囲において当該商標を引き続き使用することを禁止する権利を有しない。ただし、適切な区別用標章を加えるよう要請することができる。	第七十条 登録商標に、この商品の通用名称、図形、規格、若しくは商品の種類、性質、品質、主要原材料、機能、用途、重量、数量、価値、地理的出所及びその他の特徴を直接に表すものを含むとき、又は地名を含むときは、登録商標専用権者は、他人の正当な使用を禁止する権利を有しない。 立体標章、色彩の組合せ、音声及び動き標章等の登録商標に含まれる、商品自体の性質により生じる、技術的效果を得るために必要である、又は商品に実質的価値を持たせるための形状、色彩の組合せ、音声及び動的效果等であるときは、登録商標専用権者は、他人の正当な使用を禁止する権利を有しない。 提供される商品の用途、適用対象、使用場面等の情報を示す、又は真実な出所を表示する場合のみ、関連する登録商標を使用するときは、登録商標専用権者は他人の正当な使用を禁止する権利を有しない。ただし、混同を生じやすい場合はこの限りでない。 商標登録者が商標登録を出願する前に、他人が既に同一又は類似の商品について、商標登録者よりも先に、登録商標と同一又は類似し、かつ一定の影響を有する商標を使用しているときは、登録商標専用権者は、当該使用者が元の使用範囲において当該商標を引き続き使用することを禁止する権利を有しない。ただし、適切な区別用標章を加えるよう要請することができる。	第七十三条 登録商標に、この商品の通用名称、図形、規格、若しくは商品の種類、性質、品質、主要原材料、機能、用途、重量、数量、価値、地理的出所及びその他の特徴を直接に表すものを含むとき、又は地名を含むときは、登録商標専用権者は、他人の正当な使用を禁止する権利を有しない。 立体標章、色彩の組合せ、音声及び動き標章等の登録商標に含まれる、商品自体の性質により生じる、技術的效果を得るために必要である、又は商品に実質的価値を持たせるための形状、色彩の組合せ、音声及び動的效果等であるときは、登録商標専用権者は、他人の正当な使用を禁止する権利を有しない。 提供される商品の用途、適用対象、使用場面等の情報を示す、又は真実な出所を表示する場合のみ、関連する登録商標を使用するときは、登録商標専用権者は他人の正当な使用を禁止する権利を有しない。ただし、混同を生じやすい場合はこの限りでない。 商標登録者が商標登録を出願する前に、他人が既に同一又は類似の商品について、商標登録者よりも先に、登録商標と同一又は類似し、かつ一定の影響を有する商標を使用しているときは、登録商標専用権者は、当該使用者が元の使用範囲において当該商標を引き続き使用することを禁止する権利を有しない。ただし、適切な区別用標章を加えるよう要請することができる。

＜中科コメント＞

◇新法第七十三条は、商標の正当な使用に関する階層的な抗弁体系を全面的に構築し、実務上長期にわたり適用されてきた3つの合理的使用事由をすべて立法し、商標専用権の境界を明確に画定することで、商標権者と、同業事業者や関連サービス提供者との合法的権利利益のバランスを図ります。

◇第七十三条第三項は、今回の法改正で新たに増設されたものであり、単に指示や説明を行う目的で他人の登録商標を善意で使用する行為を、合法的かつ正当な使用とみなし、商標権者はこれを禁止する権利を有しない旨を明確にします。事業者が、部品の適合型番、製品の互換性、メンテナンスサービス、商品の真の出所といった客観的情報を表示するために他人の商標を善意で使用することは、権利侵害を構成しません。使用方式が消費者に混同を生じさせやすい場合にのみ、権利者はその差し止

めを主張することができます。この条項により、部品、メンテナンス、流通、販売系企業における権利侵害訴訟のリスクを低減する可能性があります。

6-2 損害賠償

＜商標法＞

現行法（2019年改正）	改正草案	新法（2026年改正）
第六十三条 商標専用権侵害の損害賠償額は、権利者が侵害により受けた実際の損失により 確定する。実際の損失を確定することが困難な場合には、 侵害者が侵害により得た利益により 確定することができる。 権利者の損失または侵害者が得た利益を確定することが困難な場合には、その商標の使用許諾料の倍数を参照して合理的に確定する。 悪質な商標専用権侵害行為で情状が重大な場合、 上述の方法により確定した金額の1倍以上5倍以下で賠償金額を確定することができる。 賠償金額には、権利者が侵害行為を抑止するために支払った合理的な支出を含まなければならない。 ……	第七十四条 商標専用権侵害の損害賠償額は、権利者が侵害により受けた実際の損失 又は 侵害者が侵害により得た利益により確定することができる。権利者の損失または侵害者が得た利益を確定することが困難な場合には、その商標の使用許諾料の倍数を参照して合理的に確定する。商標専用権を 故意に 侵害し情状が重大な場合、上述の方法により確定した金額の1倍以上5倍以下で賠償金額を確定することができる。 ……	第七十七条 登録商標 専用権侵害の損害賠償額は、権利者が侵害により受けた実際の損失 又は 侵害者が侵害により得た利益により確定することができる。権利者の損失または侵害者が得た利益を確定することが困難な場合には、その商標の使用許諾料の倍数を参照して合理的に確定する。 登録商標 専用権を 故意に 侵害し情状が重大な場合、上述の方法により確定した金額の1倍以上5倍以下で賠償金額を確定することができる。……

＜中科コメント＞

◇商標権侵害訴訟における損害賠償額の立証順序について、現行法では、①権利者の実際の損失、②侵害者が侵害により得た利益、③商標使用許諾料の倍数と規定されており、これら3者には適用の優先順位が存在します。今回の新法では、ルールは調整され、権利者は①実際の損失または②侵害により得た利益のいずれかの基準を自ら選択して立証することが可能となり、権利者の実際の損失と侵害者が侵害により得た利益との間で優先順位を強制されることはなくなりました。①実際の損失または②侵害により得た利益のいずれによっても損失を確定することが困難な場合に限り、商標使用許諾料の倍数を参照して決定することとなります。

◇懲罰的賠償の適用要件について、条文の表現が従来の「悪質な権利侵害」から「権利を故意に侵害」へと改正されました。文言解釈の観点から判断すれば、この用語の調整が権利侵害行為の認定に対して実質的な影響を与えません。

◇懲罰的賠償の算定倍数については、依然として1倍以上5倍以下に据え置かれており、調整は行われていません。

6-3 悪意による訴訟

＜商標法＞

現行法（2019年改正）	改正草案	新法（2026年改正）
第六十八条第四項 悪意による商標登録出願に対し、情状により警告、罰金等の行政処罰を与える。悪意による商標訴訟に対し、人民法院が法に基づき処罰を与える。	第七十八条 悪意による商標訴訟に対し、人民法院が法に基づき処罰を与える。 相手方当事者に損害を与えた場合には、法に基づき民事責任を負わなければならない。	第八十一条 悪意の 通謀、一方的な基本的事実の捏造等の方法による 商標訴訟の提起に対し、人民法院が法に基づき処罰を与える。 相手方当事者に損害を与えたときは、法に基づき民事責任を負わなければならない。

＜中科コメント＞

◇過去の司法実務において、商標分野における悪意による訴訟には、認定基準が曖昧であり、地方により裁判の判断基準が一致しないという課題が存在しています。今回の新法は、典型的な事由を列挙するという立法形式を通じて、商標に係る虚偽訴訟及び悪意による訴訟の境界線を明確に画定し、悪意の通謀、一方的な事実の捏造という2つの核心的な悪質訴訟行為を明確に区別すると同時に、オープンなバスケット条項を増設し、列挙し尽くされていない各種の虚偽訴訟の態様を網羅しています。

7. 国外における商標の保護に関する条項

＜商標法＞

現行法（2019年改正）	改正草案	新法（2026年改正）
／	／	第六十九条 国外における商標登録の審査審理又は商標事件の処理過程において、商標が中国国内において関連公衆に熟知されていることを証明する必要があるときは、当事者の請求に応じ、国務院商標管理部門はこの法律の第63条の規定に基づき、商標の馳名状況について確認を行うことができる。 詐欺等の不正な手段により、中国国内の委託者のために国外での商標登録出願又はその他の商標関連事項の手続を行い、委託者の利益、国家の利益、社会公共の利益又は他人の合法的な権利利益を害したときは、この法律の第67条の規定に基づき処理及び処罰を行う。

＜中科コメント＞

◇第六十九条：本項は今回の法改正により新設された越境商標保護専門規定であり、立法を通じて国内外における商標権利救済の連携制度を整備し、中国企業の海外ブランド権益保障の基盤を固めます。併せて、商標代理機関による詐欺的違法行為に対する罰則基準を定め、一体的な商標保護監督管理体制を構築します。

1）第六十九条第（一）項は、国務院商標管理部門に法定の職権を付与します。企業は国外における商標審査、権利確定、権利侵害事件において、主管部門に対し、国内における商標の周知度又は馳名状況に関する確認文書の交付を申請することができます。当該公式証明は公信力を備えており、国外での権利行使における核心的な証拠として直接用いることができ、これにより、国内企業が国外へ進出して権利行使を行う際の証拠収集コストを大幅に低減させ、域外における立証の障壁を減らし、国外での商標の異議申立、無効宣告、権利侵害訴訟に対して強力な支援を提供します。

2）第六十九条第（二）項は、商標代理機関における詐欺行為に対する処罰適用ルールを明確化し、機関が欺瞞、不正な手段で国外の商標業務を代行し、国内の委託者の権利利益を損なう状況を、第67条に定める代理機関の違法行為に関する処罰体系へ統一的に組み入れます。不良な代理機関が、企業が国外の商標法規に不慣れであることを利用して虚偽の約束を行ったり、リスクを隠蔽したりするといった乱れた現状を的確に是正し、国外進出企業の代理取引に対して法的な制約と権利行使のルートを増設します。

以上